

# 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 利根川上流域の減災に係る取組

～今後の予定～

令和3年5月26日

利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

# 1. 第2期に向けた取組の方向性

## (1) 協議会の取組方針

- 第2期（令和3年度以降）では、第1期に続き、水防災意識社会の再構築を目指し、57の取組みを継続します。

### <達成すべき目標>

利根川上流河川事務所管内の大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す

### <3本柱の取組>

- ① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- ② 洪水氾濫における被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
- ③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための 排水活動の取組

- 第1期の総括を踏まえ、優先的に取組むべき取組や質的な向上を図る取組を選定し、メリハリある取組を行います。
- 減災協議会の開催方法は、これまでと同様に、全構成機関による全体会議を基本とし、氾濫ブロックごとの地域の実情に応じて検討するため部会（5ブロック）を設置します。

### <第2期の協議会の活動イメージ>

- ①期間：令和3年から令和7年の5か年
- ②構成員：55市区町、6都県、7鉄道事業者、他
- ③減災協議会：全体会議、ブロック会議
- ④取組：第1期の取組の継続、メリハリをつけた取組の実施

# 1. 第2期に向けた取組の方向性

## (2) 第2期の取組イメージ

● 第1期の総括を踏まえ、優先的に取組むべき取組や質的な向上を図る取組を選定し、メリハリある取組を行うイメージを以下に示します。

### (1) 優先的に取り組む取組(例)

- ◆ 法的義務あり、または法的努力義務あり・取組の目標年が設定されている (下線部)
- ・No.26 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知 (義務)
- ・No.31 水防災に関する説明会や避難訓練の開催 (努力義務)
- ◆ 法的義務あり
- ・No.20 要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進 (※対象多数)
- ・No.18 避難場所・避難経路の再確認と改善

### (2) 質的向上を図る取組(例)

- ◆ 法的義務あり
- ・No.17 避難勧告等の発令基準の改善
- ◆ 法的努力義務あり
- ・No.9 対策本部、警戒本部等設置時の情報収集伝達設備
- ・No.15 住民等への情報伝達方法の改善
- ・No.34 水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知
- ・No.47 関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成
- ◆ 法的制約なし
- ・No.30 水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置

### (3) 進捗率向上を目指す取組(例)

- ◆ 法的努力義務あり
- ・No.11 まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充
- ・No.22 大規模工場の避難計画の作成および訓練の促進
- ・No.32 教員を対象とした講習会の実施
- ◆ 法的制約なし
- ・No.50 水害に対応した企業BCPの策定への支援

| 量的評価                   |             | 進捗度                     |         |          |      |
|------------------------|-------------|-------------------------|---------|----------|------|
|                        |             | 低                       |         |          | 高    |
|                        |             | 進捗率 (▲実施中+●実施済) / 対象市町数 |         |          |      |
|                        |             | 0~49%                   | 50~79%  | 80~99%   | 100% |
| 法定義務あり、<br>または法的努力義務あり | 継続性         | 今後の優先度1                 |         |          |      |
|                        | A 達成後は点検へ移行 | 今後の優先度2                 | 今後の優先度3 | 今後の優先度4  | 達成   |
|                        | B 達成後、継続が必要 |                         |         |          | 継続   |
| 法定義務あり                 | C 多数の対象施設   |                         |         |          | 継続   |
| 努力義務、または関連事項あり         | A 達成後は点検へ移行 | 今後の優先度5                 | 今後の優先度6 | 今後の優先度7  | 達成   |
|                        | B 達成後、継続が必要 |                         |         |          | 継続   |
|                        | C 多数の対象施設   |                         |         |          | 継続   |
| 法定位置づけなし               | A 達成後は点検へ移行 | 今後の優先度8                 | 今後の優先度9 | 今後の優先度10 | 達成   |
|                        | B 達成後、継続が必要 |                         |         |          | 継続   |
|                        | C 多数の対象施設   |                         |         |          | 継続   |

進捗率  
100%  
達成

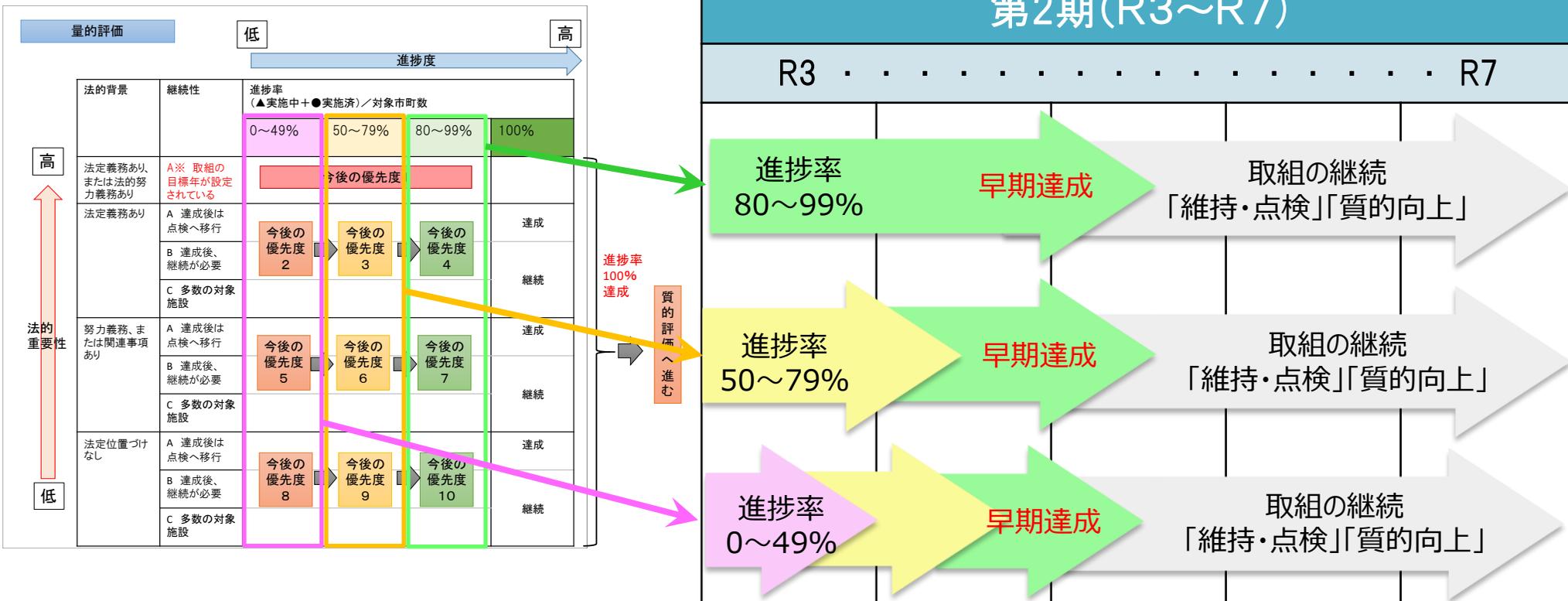
質的  
評価へ  
進む

図 優先的に取り組む取組や質的向上を図る取組の選定イメージ

# 1. 第2期に向けた取組の方向性

## (3) 第2期の取組イメージ

- 第2期は5か年ありますが、第1期の取組は、早期の達成を目指します。
- 達成した取組については、次年度以降、「維持・点検」を継続します。また、取組によっては、「質的な向上」を目指して取組を継続します。



# 1. 第2期に向けた取組の方向性

## (4) 今後のスケジュール

|      |       | 第1期(平成28年度～令和2年度)   |  | 第2期(令和3年度～令和7年度(予定))  |                                     |  |   |  |  |  |  |
|------|-------|---|--|---|-------------------------------------|--|---|--|--|--|--|
| 年度   |       | 令和2年度   |  | 令和3年度   |                                     | 令和4年度  | 令和5年度   | 令和6年度  | 令和7年度  |  |  |
| 協議会等 | 協議会等  | 協議会(第6回)<br>令和2年5月28日(書面)<br>・取組方針等のフォローアップ   | 幹事会<br>令和3年2月26日(書面)<br>・取組方針等のフォローアップ | 協議会(第7回)<br>令和3年5月26日(書面)<br>・取組方針等のフォローアップ   | 幹事会<br>令和4年2月(予定)<br>・取組方針等のフォローアップ | □協議会(第8回)<br>・令和4年5月(予)<br>○幹事会<br>・令和5年2月(予)<br>・取組方針等のフォローアップ  | □協議会(第9回)<br>・令和5年5月(予)<br>○幹事会<br>・令和6年2月(予)<br>・取組方針等のフォローアップ | □協議会(第10回)<br>・令和6年5月(予)<br>○幹事会<br>・令和7年2月(予)<br>・取組方針等のフォローアップ | □協議会(第11回)<br>・令和7年5月(予)<br>○幹事会<br>・令和8年2月(予)<br>・取組方針等のフォローアップ |  |  |
|      | 協議内容等 | 実施状況のフォローアップ  | 実施状況のフォローアップ                           | 実施状況のフォローアップ  | 実施状況のフォローアップ                        | 実施状況のフォローアップ   | 実施状況のフォローアップ  | 実施状況のフォローアップ   | 実施状況のフォローアップ   |  |  |
|      |       | 自治体の取組推進の支援<br>■先進事例やモデル地区の取組を参考に令和2年度末の達成を図る<br>■モデル地区の取組の共有・展開<br>○防災教育の取組の普及<br>○要配慮者利用施設の避難確保計画の作成<br>○排水計画の更新<br>○広域避難の取組の推進 |  | <b>&lt;第1期総括と今後の取組方針&gt;</b><br>①規約の改定<br>・構成員追加による改定<br>②第1期(平成28年度～令和2年度)の取組の総括<br>③取組方針の改定 |                                     | <b>&lt;今後の予定&gt;</b><br>○改定した取組方針に基づき、57の取組を各構成機関により組織的、計画的、継続的に実施していきます。<br>○取組について、進捗状況を確認し、継続的なフォローアップを実施します。 |   |  |  |  |  |
|      |       | 協議会構成員の追加   |  |   |                                     |  |   |  |  |  |  |

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」との考え方に立ち、引き続き、「水防災意識社会の再構築に向けた取組」にご協力いただきますようお願い申し上げます。